

# 宇都宮短期大学研究倫理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 宇都宮短期大学（以下「本学」という。）は、宇都宮短期大学研究倫理指針（以下「指針」という。）に定める事項を適切に運用するとともに、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するため、指針第11条第2項の規定に基づき、宇都宮短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を取扱う。

- 一 宇都宮短期大学研究倫理指針の運用を実効あるものとするため研究者の研究倫理意識の啓発および研修計画の策定並びに実施に関すること。
- 二 研究者の研究倫理に反する行為に対する措置に関すること。
- 三 研究活動について、不正な行為などの申立および不当もしくは不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談等に対する措置に関すること。
- 四 研究活動について、不正な行為などを申し立てた者に対する措置に関すること。
- 五 利益相反行為に係る調査等及びその公表に関すること。
- 六 前各号に定めるもののほか委員会が前条に定める目的を達成するため必要と認めること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学科長
  - 二 教授会において選出された教員4名以上
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、以下の時、会議を開催する。
  - 一 宇都宮短期大学における研究活動の不正への対応に関する要項第7条に定める調査委員会が設置されたとき。
  - 二 委員の3分の1以上の者から申出があったとき。
  - 三 その他委員長が特に必要と認めたとき。

(会議)

第5条 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 会議の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 指針に違反する行為またはそのおそれがある行為に係る内容について審議を行う場合は、その行為に利害関係を有する委員は、会議に参加することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査等の実施)

第7条 委員会は、必要な調査を実施するにあたっては、関係者から調査に必要な書類等の開示を求め、あるいは事情を聴取することができる。

- 2 委員会の調査内容は、公開を原則とする。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれのある場合など、委員会が公開することを不適切と判断したときは非公開とすることができる。

第8条 委員会は、第2条各号に定める事項について、学長から諮問があったときには審議のうえ答申し、または学長に対し適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 委員会は、前項に定める答申および勧告の全部または一部を原則として公表する。
- 3 委員会は、前項に定める公表を行うときは、あらかじめ学長にその旨を通知する。
- 4 学長は、第1項に定める答申または勧告を受けたときは、その趣旨を尊重し、誠実に履行するものとする。

(関係者等の注意義務)

第9条 委員会は、所管する事項の処理にあたっては、当該者以外の者の研究活動の遂行を阻害しないよう十分配慮するとともに、個人のプライバシー保護に努めなければならない。委員会の委員および関係者も同様とする。

(事務)

第10条 この委員会に関する事務は、事務局の処理による。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年11月11日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。